

| 【河川法】河川法第16条の二<br>(河川整備計画)  | 【政令】河川法施行令第10条の3<br>(河川整備計画に定める事項)   | 【政令】河川法施行令第10条の2<br>(基本方針及び整備計画の作成の準則)   | 霞ヶ浦河川整備計画での項目 (案)  |
|---|--|--|--|
| <p>河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、<u>政令</u>で定めるところにより、<u>当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。</u></p> <p>この場合において、河川管理者は、<u>降雨量、地形、地質</u>その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、<u>災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮</u>しなければならない。</p> | <p>整備計画には、次の事項を定めなければならない。</p> <p>1. <u>目標に関する事項</u><br/>2. <u>整備の実施に関する事項</u></p> <p>イ <u>河川工事の目的、種類及び場所</u><br/><u>当該河川工事により設置される河川管理施設の機能の概要</u></p> <p>ロ <u>河川の維持の目的、種類及び施行の場所</u></p> <p>(注意) この欄は、文章を一部要約し表示している</p> | <p>基本方針及び整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>1. <u>洪水、高潮等による災害の発生</u>の防止又は軽減に関する事項</p> <p><u>過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生</u>の状況</p> <p>災害の発生を防止すべき地域の<u>気象、地形、地質、開発の状況等</u>を総合的に考慮すること。</p> <p>2. <u>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</u>に関する事項</p> <p>①流水の占用、②舟運、③漁業、④観光、⑤流水の清潔の保持、⑥塩害の防止、⑦河口の閉塞の防止、⑧河川管理施設の保護、⑨地下水位の維持等を総合的に考慮すること。</p> <p>3. <u>河川環境の整備と保全</u>に関する事項</p> <p>①流水の清潔の保持、②景観、③動植物の生息地又は生育地の状況、④人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。</p> <p>(注意) この欄は、文章を一部要約し表示している</p> | <p>1. 概要</p> <p>1.1 流域及び河川の概要</p> <p>1.2 治水の沿革</p> <p>2. 現状と課題</p> <p>3. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>4. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>4.2 河川工事の目的、種類、施行の場所ならびに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>4.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p> <p>4.3.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>4.3.4 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>5. その他整備に必要な事項</p> |